

軽費老人ホーム つちやホーム

重要事項説明書

1. 施設経営法人の概要

(1) 法人名	社会福祉法人 つちや社会福祉会
(2) 法人所在地	神奈川県平塚市土屋2196番地1
(3) 電話番号	0463-58-6677
(4) 代表者氏名	理事長 水島 圭一
(5) 認可年月日	昭和49年1月9日
(6) 運営する主な他の事業所・サービス	特別養護老人ホームローズヒル 特別養護老人ホームローズヒル東八幡 ローズヒルケアセンター（通所介護・居宅介護支援事業所） 地域包括支援センターひらつかにし URL: https://www.rosehill.or.jp/ (公式ホームページ) E-mail:info@rosehill.or.jp (代表メールアドレス)

2. ご利用施設の概要

(1) 施設の種類	第一種社会福祉事業、軽費老人ホームA型
(2) 施設の名称	つちやホーム
(3) 施設の所在地	神奈川県平塚市土屋2196-1
(4) 連絡先	Tel0463-58-6624 Fax0463-65-2111 ✉ tuchiyahome@rosehill.or.jp
(5) 施設長	谷 章子
(6) 当施設の運営方針	運営規定第2条
(7) 開設年月日	昭和49年4月25日
(8) 入所定員	50名
(9) 営業日	年中無休
窓口営業日	月～金（祝祭日、12/30～1/3除く）
営業時間	8時30分～17時30分

3. 設備の概要

居室等の概要

居室・設備の種類	室 数	設備など
個室	44室	4,5畳 9,75m ² 1間の押入れ・天袋、収納スペースとして1畳分の板敷き、火災報知機、ナースコール、冷暖房機
	2室	6畳 11,7m ² ※特別室（ケーブルTV、金庫設置）
2人部屋	2室	6畳 11,7m ²

食堂	1室	1階
浴室	1室	1階
医務室	1室	1階 マイクロサーミー ホットパック
静養室	1室	1階
集会室	1室	1階
相談室	1室	1階

※各フロアに共用設備としてロビー、キッチン、洗面所、トイレ、洗濯機があります。

※当施設は階段のみの3階建てです。緊急時用として1階から3階まで階段昇降機が備え付け
てあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

令和7年10月1日現在

職種	指定基準	常勤	非常勤・派遣
1. 施設長	1	1	0
2. 生活相談員	1	1	0
3. 介護職員	4	4	3
4. 看護職員	1	1	0
5. 栄養士	1	1	0
6. 事務員	1	0	1
7. 医師	必要数	—	(嘱託) 1
8. その他	—	0	1

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※夜間及び深夜は宿直員を配置しています。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

① 居室の提供

□施設は、ご利用者の心身の状況や健康維持増進と、そのための適切な施設サービスの提供に
必要があると認められるときは、居室を変更することができるものとします。この場合、施
設はあらかじめご利用者又は身元連帯保証人と協議して承認を得るものとします。

② 食事

(食事時間) 朝食・・・8時15分 昼食・・・12時 夕食・・・18時

□当施設では、栄養士の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状況を考慮した食事
を食堂にて提供します。

□昼食に限り、あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許可可能な一定時間（2時
間）に限り、食事の取り置きをすることができます。

□食堂への飲食物持込み又は食堂で提供した食べ物を居室に持ち帰る事は禁止しています。

③ 入浴

□4回／週入浴ができます。ご利用者の体調や身体の状況により、必要な見守り等を行い、一
時的に入浴できない場合には清拭や足浴の援助を行います。

□入浴に際しては、他のご利用者に配慮し、清潔の維持に留意するとともに施設が定める入浴

時間や使用時の注意事項等を遵守ねがいます。

□感染性の疾患の疑いがあるときは、速やかに職員に相談し、その指示に従ってください。

④ 生活の支援

□身の回り、掃除や洗濯など基本的にご自分でしていただきますが、体調や心身の状況により、職員は部分的な支援を行います。

□心身の低下等によりご自身でできなくなった場合、介護保険サービス等をご利用いただきます。

□緊急時又はサービスの実施及び安全衛生管理上の必要があると認められた場合、職員がご利用者の居室内に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。

⑤ 健康管理

看護職員がご利用者の健康管理・保健衛生指導及び嘱託医の指示による処置等を行います。

また、容体の急変など緊急時には、救急当番医又は嘱託医及び主治医にて受診できるよう、連絡・調整を行います。

年2回健康診断を実施します。

嘱託医 協力医療機関	くらた病院	平塚市東真土 4-5-26 TEL0463-53-1955 診療科 内科・整形外科・腎臓内科等 ※施設と病院間の無料送迎バスが出ています
協力医療機関	湘南真田クリニック	平塚市真田 2-6-27 TEL0463-50-3400 診療科 内科・循環器内科・呼吸器内科・糖尿病内科等 ※訪問診療
協力医療機関	おざわ歯科	平塚市片岡 1292 TEL0120-37-4870 診療科 歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科 ※無料送迎あり

⑥ 相談・助言

ご利用者からの生活上の相談や助言、連帯保証人等との連絡調整、行政手続き代行等を行います。また、必要に応じて介護支援専門員や居宅介護サービス事業者等やその他の保険医療福祉サービスの活用と連携等の支援を行います。

⑦ その他必要な援助

ご利用者の要望を考慮し適宜レクリエーション行事、クラブ活動、ボランティア活動、外出等の支援を行います。

〈ご利用料金とお支払い方法〉

① 基本的な利用料 (a + b + c + d)

a. 生活費 (食材料費及び共用部分に係る光熱水費) . . . 5 6 , 0 0 0 円

b. 事務費 (別紙ご利用者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額) . . . 円

c. 個人が居室で消費した電気代 (電気代徴収月 4月・7月・10月・1月)

d. その他の利用料 (②に該当する個人が選択したサービスに対する費用)

- 上記利用料は、その月分を毎月 27 日（土日祝祭日にあたる場合は翌営業日）に、ご本人もしくは連帯保証人様のご指定の口座より口座振替とさせていただきます。電気代は徴収月

に利用料と一緒に支払っていただきます。

- ・生活費は、月の途中で入所・退所したものについては、日割り計算によりお支払いいただきます。
- ・外泊や入院等で7日以上不在にした場合、3日を超える日数に対し食材料費相当額を返金します。
- ・入所後の被服費・日用諸雑費・医療費・お小遣い等はご利用者本人の負担となります。

②その他の利用料

- ・特別なサービスの提供によりご利用者が利用した場合にその都度お支払いいただきます。

理容サービス	毎月第4火曜日 場所：ローズヒル美容室	カット 1,800円 顔そり 1,500円
美容サービス	毎月第1火曜日 場所：ローズヒル美容室	カット 1,800円 パーマ 3,600円 カラー 4,000円
喫茶 星空	毎週土曜日 14:00～15:00 場所：集会室	コーヒー・紅茶・ココア (お菓子付) 各200円 アイス 100円
クリーニング代行	受付 第2・4水曜日 13:00～	※別紙参照
証明書の発行	在籍証明など各種証明書の発行	一通あたり 300円
複写物の交付	サービス提供についての記録など	1枚につき 10円
行事・クラブ活動等の参加	クラブ活動、行事参加、行事食イベント食等をご利用された場合の費用	実 費
切手・ハガキの販売	切手・ハガキを窓口で販売	実 費
写真の販売	イベントや行事で撮影した写真を販売	1枚につき 30円
移動スーパー	果物・菓子・などの販売 第4水曜日 10:40～ 場所：渡り廊下	ご本人がお支払い
コンビニ出張販売	菓子・日用品・雑貨などの販売 第2水曜日 14:00～ 場所：集会室	ご本人がお支払い
生花販売	第2・4月曜日	1束 500円
コインガス	各フロアにガスコンロを設置	1回 10円
福寿会	入所者の親睦を目的とし、入所と同時に入会	会 費 月 200円
ケーブルテレビ 利用料	201・301号室のみ利用可。サービスを希望される方に優先的に入居していただきます。	実費負担 直接契約
セーフティボックス 利用料	201・301号室のみ利用可。サービスを希望される方に優先的に入居していただきます。	月 300円
協力病院以外での通院付き添いサービス	緊急、やむを得ない理由によりご家族の協力を得られない場合に限り適用。	30分 1,000円
買い物サービス参加費	近隣の買物エリアまでの交通費	1回 300円
買い物代行	近隣の買物エリアまでの交通費、手数料	1回 300円
預り金等管理手数料	ご本人・連帯保証人による管理が難しく、施設にて貴重品の管理を希望する方のみ適用。	月 2,000円

※経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

6. ご利用の中止（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事が出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所して頂く事になります。

- ① 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ② 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ③ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ④ 施設から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から退所を申し出る事ができます。その場合には、退所を希望する日の1ヶ月前までに退所願を添えてご通知ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所する事ができます。

- ① 利用料や特別なサービスにかかる料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設サービスを実施しない場合
- ④ 施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）施設からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの申し出により退所していただく事があります。

- ① ご利用者又は連帯保証人等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者又は連帯保証人による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 連帯保証人の役割を果たせず、かつ代わりの連帯保証人を立てられない場合
- ⑤ ご利用者が連續して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合
もしくは入院した場合※
- ⑥ ご利用者が介護老人福祉施設もしくは介護老人保健施設に入所、または介護療養型医療施設に入院した場合

※ご利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

短期間（3ヶ月以内）のご入院で、状態に変化がなく施設での生活上問題がなければ、退院後再び施設に入所することができます。

②3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。ただし、入院が3ヶ月を超える場合でも、近い将来施設に戻る可能性がある時には、この限りではありません。

<入院期間中のご利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、利用料は通常どおりお支払いいただくものです。入院等が7日以上となる場合には、3日を超える日数に対して食材料費相当額を返金いたします。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、施設はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 要介護（支援）認定・区分変更の申請援助
- 居宅介護支援事業者の紹介
- 保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
- 適切な施設もしくは病院等の紹介

7. 損害賠償について

当施設において、施設の責務によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約書第11条2項により、施設は損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 苦情の受付について

(1) サービスに関するご相談につきましては下記の窓口で対応いたします。

- | | | |
|--------|-------|------------|
| ○責任者 | 施設長 | 谷 章子 |
| ○受付担当者 | 生活相談員 | 重松幸子 |
| ○受付時間 | 月～金曜日 | 8：30～17：00 |

(2) 第三者委員においてもご相談ができます。

原 修治	☎ 0463-58-3091
米村 康信	☎ 0463-58-8752

9. ハラスメントへの対応について

当施設は厚生労働省が作成した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、ご利用者及び連帯保証人、ご家族等による職員への次のようなハラスメントは固くお断りいたします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。当施設の快適性、安全性を確保するためにもご理解ご協力をお願いいたします。

- ① 「身体的暴力」身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
(例：物を投げつける／殴る／蹴る／唾を吐く等)
- ② 「精神的暴力」個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為。
(例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員へのいやがらせ／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する等)
- ③ 「セクシャルハラスメント」意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。
(例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／卑猥な言動を繰り返す等)
- ④ 「カスタマーハラスメント」顧客等からの著しい迷惑行為。
(例：誠意を見せろ等の無理な要求／長電話や居座り／誹謗中傷やSNSへの書き込み等)

10. 施設の入居及び利用にあたっての留意事項

(1) 来訪・面会

必ず事務受付の面会届にご記入ください。面会時間は9時～17時までとなります。感染症予防対策により館内立入及び面会の制限を行う場合があります。

(2) 外出・外泊

外出・外泊は自由ですが、行先、帰宅日時、欠食を外出・外泊届に記入するなど届出が必要となります。感染症予防対策により、外出外泊の制限を行う場合があります。

(3) 施設・設備利用上の注意

- ・体調不良等による緊急時は、居室にあるコールを押してください。職員が駆け付けます。
- ・消灯時間 21時から6時
(21時からTVの音量は消音又はイヤホンを使用してください)
- ・21時以降は携帯電話の使用は控えてください。
- ・朝の歯磨き、洗面等で洗面所を使用する時間は、6時からとなっています。
- ・居室で使用する敷物や掛物は、必ず防炎加工のものを使用してください。
- ・施設内の設備・器具のご使用は施設のルールや使用法に従ってください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、原状回復または賠償していただくことがあります。
- ・貴重品、所持品の管理はご利用者または連帯保証人等が行うものとし、施設は紛失や破損等の責任は負いません。

(4) 禁止行為

- ・決められた場所以外での喫煙、飲酒、飲食等。

- ・火気の使用、刃物等の危険物の持ち込み。
- ・他のご利用者または職員及び関係者に対し、暴言暴力、ハラスメントその他の迷惑行為等、施設の秩序を乱す行為。改善されない場合は、契約書第19条に基づき対応します。
- ・ご利用者同士の施設内での金銭及び物等のやりとり。
- ・他人への宗教活動、政治活動、営利活動。
- ・職員への贈物や飲食のもてなし、心づけ等。
- ・居室内での動物の飼育。
- ・居室の造作や加工。

1.1. 事故発生及び緊急時の対応について

サービス提供時にご利用者の急変や事故が発生した場合、連帯保証人等に速やかに連絡を行うとともに、状況を報告します。また、必要な場合には主治医及び医療機関等へ連絡を取り必要な措置を講じます。一刻を争う場合ございますので、連帯保証人におかれましては必ず連絡がつくようなご対応をお願いいたします。医療機関への受診及び救急搬送をした場合は、神奈川県への事故報告書を提出します。なお、当施設では事故発生またはその再発を防止するために必要な措置を講じます。

1.2. 身体的拘束等の適性化の取り組みについて

サービスの提供にあたっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その対応及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.3. 守秘義務及び個人情報の保護

施設及び職員は、業務上知り得たご利用者又は連帯保証人等の秘密について、正当な理由がある場合を除き洩らさないことを厳守します。ご利用者から予め文章で同意を得ない限り、外部関係者等との会議等においてご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の連帯保証人等の個人情報についても、予め同意を得ない限り個人情報を用いません。ご利用者又は連帯保証人等に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもののほか電磁的記録を含む。)については、施設長の注意義務を持って管理し又は処分の際にも第三者への遺漏を防止するものとします。

1.4. 非常災害対策について

非常災害時において、実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災・震災・風水害その他非常災害に関する計画を策定し、地域との連携に努めます。ご利用者におかれましては防災訓練（避難訓練）への積極的参加協力をお願いします。また、居室内は整理整頓し、非常時に円滑な非難・救助活動ができるようにしてください。

- ・防災設備：消防署および防災管理業者との定期的な検査を実施
- ・防災、避難訓練：年2回以上の実施
- ・防火責任者：防火管理者

15. 情報の開示について

施設は、施設サービス提供を完結した後、5年間はこれを適正に保存し、ご利用者又はその連帯保証人等の求めに応じ、その写しを交付します。施設サービス提供の経過記録などのご利用者の記録等につきましては、連帯保証人の申し出があればいつでも閲覧等ができます。

令和 年 月 日

サービス契約にあたり、重要事項について説明し、書面を交付しました。

所在地 平塚市土屋2196-1

施設名 つちやホーム

説明者 生活相談員 印

サービス契約にあたり、上記の通り説明を受けサービス提供に同意のうえ、書面の交付を受けました。

ご利用者 住所

氏名 印

(署名代行の場合) 署名代行者 住所

氏名 印